

『新しい生活様式支援天竜材活用事業』

補助制度

～ご案内：令和4年度版～

「新しい生活様式支援天竜材活用事業」は、**在宅勤務の推進、店舗等の3密対策等の感染対策を目的としFSC認証材の天竜材を活用した木製什器の導入・リノベーション**に対する助成事業です。

※令和4年度事業から申請方法等に変更がありましたのでご注意ください。



【お問い合わせ】

浜松市産業部林業振興課

住所：〒430-8652

浜松市中区元城町 103-2 / 浜松市役所 6 階

TEL：053-457-2159

FAX：050-3606-6171

Mail：ringyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

1 申請受付期間

- **令和4年4月1日（金）～令和5年2月28日（火）**

- ※ 申請の受付は、**提出先まで郵送または持参**とする。
持参の場合は開庁日（8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日等を除く））に限ります。
- ※ **予算の範囲内において先着順（林業振興課着）で、予算が無くなり次第終了です。**

2 導入・実施期間

- **令和4年4月1日（金）～令和5年2月28日（火）**

3 提出先

- 浜松市産業部林業振興課（浜松市中区元城町 103-2／浜松市役所 6 階北側）
TEL：053-457-2159

4 定義

(1) 「FSC 認証材」とは…

浜松市内の FSC 認証林から生産され、浜松市内の FSC-COC 認証取得事業者※により製材・加工・納材された木材

※ FSC-COC 認証取得事業者は、浜松市内に事業所や営業所等を有していれば本
社が市外であっても対象です。

※ 木製什器の購入先・リノベーション施工者が FSC-COC 認証取得事業者である
必要はありません（FSC 認証材を購入・使用していることが必要）。

(2) 「木製什器」とは…

その大部分、または、主要部分が木材で製作されたもの

(3) 「リノベーション」とは…

FSC 認証材を使用した在宅勤務を行う住宅又は非住宅建築物の改修工事をいう

5 補助対象者

- 市内の住宅又は非住宅建築物において、在宅勤務の推進、3密対策等の感染防止を
目的に、木製什器の購入・設置やリノベーションを実施した者
- 暴力団等でないこと
- 市税を滞納していない者
- 市民税及び県民税の納税について、特別徴収義務者である者または、正当な理由が
ある者（補助金の申請者が給与取得者を雇用する場合に限る） など

6 購入先・リノベーション施工者 等の条件

購入先・施工者の指定はありません。自ら施工（DIY 等）する場合も対象（FSC 認証材の購入費のみ）となります。HP 上で天竜材を使った 3 密対策応援事業者や、FSC 認証材の小売対応事業者を掲載しています。

<浜松市 HP>

- **【検索：天竜材を使った 3 密対策応援事業者】**
- **【検索：FSC 認証材小売り販売対応事業者】**

※要件を満たせば、掲載している事業者以外から購入・施工したのも対象となります。

※HP 上の事業者の募集・登録は随時行っていますので、林業振興課へ問合せください。

7 補助要件等

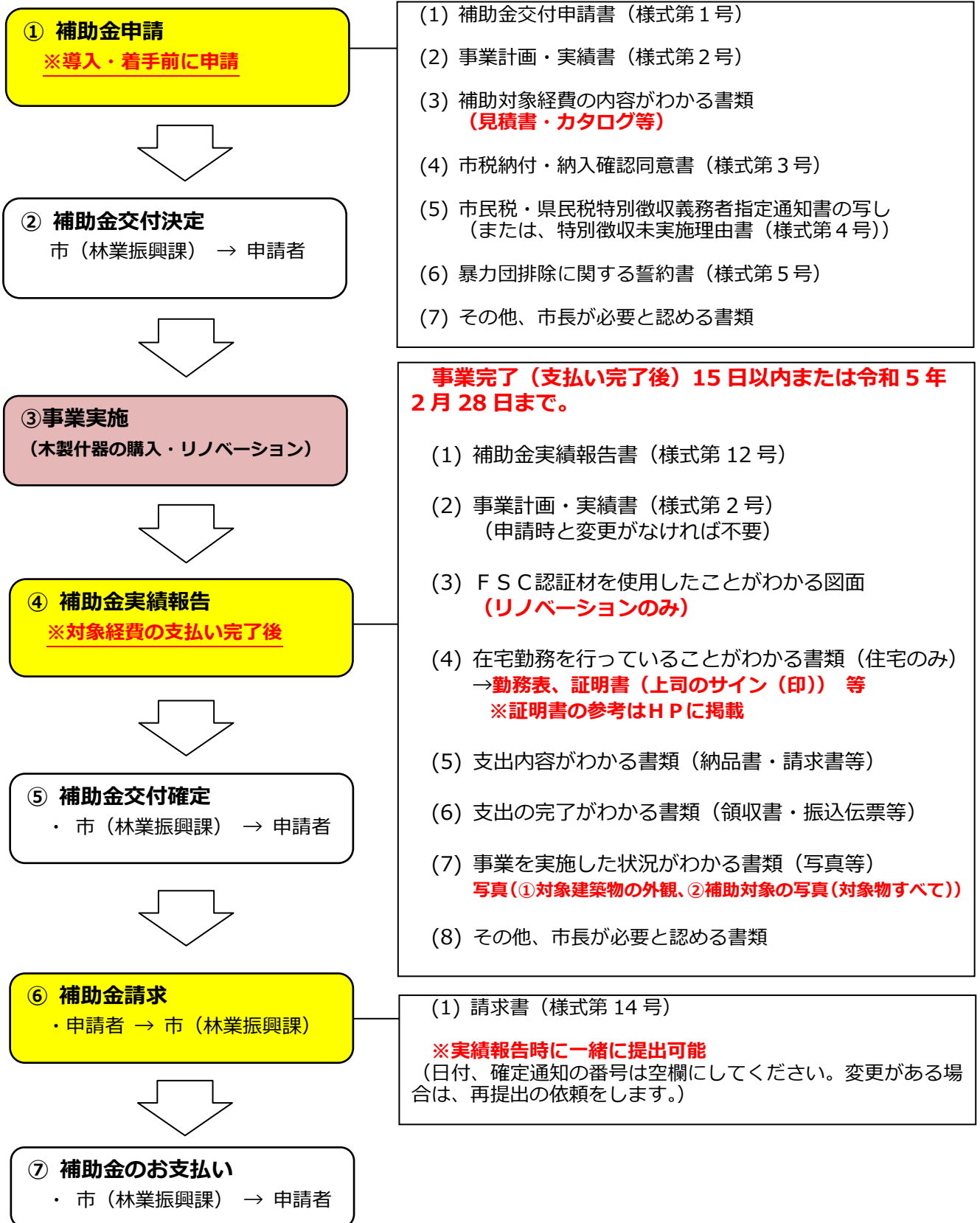
事業名	住宅 木製什器の 購入・設置	住宅 リノベーション	非住宅建築物 木製什器の 購入・設置	非住宅建築物 リノベーション
対象施設	浜松市内の住宅（賃貸等を含む）		住宅以外の浜松市内の施設 （国・地方自治体の施設を除く）	
補助条件	(1) 補助対象の住居・施設は、常に使用していること。または、木製什器の購入及び設置後、リノベーション実施後に使用見込みであること。 (2) 在宅勤務の実施や、施設の3密回避対策を主たる目的とすること。 （学業、趣味、娯楽等での目的で利用をしないこと。） (3) 本事業で 使用する木材は8割以上、FSC認証材 であること。			
			補助金の活用状況をホームページ等により公表することに同意すること。	
補助対象経費	○木製什器の購入費	○木工事費（材料費等を含む）	○木製什器の購入費	○木工事費（材料費等を含む）
	○FSC認証材の購入費（自ら木製什器を作製かつ設置した場合）	○FSC認証材の購入費（自らリノベーションを実施した場合）	○FSC認証材の購入費（自ら木製什器を作製かつ設置した場合）	○FSC認証材の購入費（自らリノベーションを実施した場合）
同じ補助対象経費において、他の補助制度の助成を受けている場合は、対象となりません。				
補助率	補助対象経費の税抜金額の 2/3 （千円未満は切り捨て）			
上限額	500千円	500千円	500千円	2,000千円
	(1) 1建築物（住宅・非住宅）につき、各事業の上限額を適用する。 (2) 木製什器の購入及びリノベーションを両方実施する場合の1建築物の上限は、住宅は500千円、非住宅は2,000千円とする。			

8 申請方法について

<申請書類等のダウンロード>

- 申請書類等の様式は、浜松市 HP【検索：[新しい生活様式支援天竜材活用事業](#)】からダウンロード、もしくは、浜松市林業振興課窓口で入手できます。

<フロー図>



※ 提出書類に押印する印鑑はすべての様式において同一のものをご使用ください。

※ **新しい生活様式支援天竜材活用事業費補助金交付要綱を必ずお読みください。**